

公益社団法人

日本家庭園芸普及協会

定 款

公益社団法人 日本家庭園芸普及協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本家庭園芸普及協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、家庭園芸の普及及び啓発に関する事業を行うことにより、家庭園芸の健全な育成を図り、もって国民の快適な生活環境の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 家庭園芸に関する適切な助言・指導を行える人（グリーンアドバイザー）の講習・試験・認定業務
- (2) 家庭園芸に関する講習会、講演会等の開催
- (3) 家庭園芸の普及・啓発に係る各種催事の開催
- (4) 家庭園芸に関する調査・研究
- (5) 家庭園芸に関する情報の収集・提供、刊行物の発行及び広報活動
- (6) 家庭園芸に関する国際交流の推進
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した法人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する団体又は個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、いかなる場合でもこれを返還しない。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、前条を含めて未履行の義務は、これを免れることができない。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、その会員に対し、総会の開催日の10日前までに、理由を付してその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- （1）この法人の定款、その他の規則に違反したとき。
- （2）この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- （3）その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- （2）総正会員が同意したとき。
- （3）当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

2 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 この法人の社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散、合併及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次に掲げるときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったとき。
- (3) 前号の規定により請求をした正会員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集するとき。

(招集)

第14条 社員総会は、前条第3項第3号の規定により正会員が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 正会員が招集する場合を除き、会長が社員総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、社員総会の日から1週間前までに書面又は法人法に定める電子提供措置をもって通知しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席正会員の中から選出した者がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使及び書面議決)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法を持って表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第19条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の代表者のうちからその社員総会において選任

された議事録署名人 2 人以上が前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員等

(役員の種類及び選任)

第 2 2 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20 人以上 25 人以内
 - (2) 監事 3 人以内
- 2 理事のうち 1 人を会長とし、3 人以内の副会長、1 人の専務理事、7 人以内の運営理事を置く。
 - 3 この法人の会長を法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び運営理事を同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
 - 4 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の代表者の中から選任する。ただし、理事のうち 4 人以内は、正会員以外の者から選任することができる。
 - 5 会長、副会長、専務理事及び運営理事は、理事会の決議によって選定する。
 - 6 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。
 - 7 理事のうち理事のいずれか 1 人とその配偶者又は 3 親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 2 3 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を掌理する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を統括する。
- 5 運営理事は、この定款及び理事会の議決に基づき、この法人の運営を補佐する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び運営理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第 2 4 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又

は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを理事会に報告すること。

- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。
また、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他の法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議により解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員及び定款第5条第1項で規定された会員の代表者又は個人を除く非常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第28条 この法人は、理事会の決議によって、役員が法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び参与)

第29条 この法人に、任意の機関として、この法人の業務の処理に関して顧問を、及び

この法人の運営に関して参与を置く。

- 2 顧問及び参与は、この法人の重要事項について会長の諮問に応ずる。
- 3 顧問及び参与の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 4 顧問及び参与は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、顧問及び参与に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、法令及び定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び運営理事の選定及び解職
- (4) 法人法第38条第1項に規定する社員総会の招集に関する事項の決定

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長若しくは専務理事又は理事のいずれかが理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、第24条第5号の規定に基づき監事が招集する場合を除き、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定める順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、毎事業年度の開始前までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48

条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 基金

(基金の募集)

第40条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、この法人が解散するまでは返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第42条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の合併等を行うときには、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第43条 この法人は、社員総会の決議、その他法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会及び事務局

(委員会の設置等)

第46条 この法人の事業を推進するため、理事会はその決議により委員会をおくことができる。

2 委員会に関する事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

(事務局の設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する東京新聞に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は、羽田光一とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 4 令和3年6月15日 改定施行
令和5年6月13日 改定施行